慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	書道大師流における「甲斐守」
Sub Title	
Author	緑川, 明憲(Midorikawa, Akinori)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2007
Jtitle	三田國文 No.46 (2007. 12) ,p.14- 24
JaLC DOI	10.14991/002.20071200-0014
Abstract	
Notes	図削除
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20071200-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書道大師流における「甲斐守」

緑川明憲

はじめに

わが国は律令制度のもと六十八ヶ国に分かれ、守以下のいわゆる受領がそれらの国々の政務を執ったことは周知の事実である。しかし律令崩壊後、受領は名目的に任ぜられるものとなり、『諸職受領調』によれば、文明十八年（一四八六）に大工喜平次の先祖が豊後守に任ぜられて以後、江戸時代には支配階級以外の者も受領に任ぜられることがあった。浄瑠璃の太夫として著名な竹本義太夫（初代）が元禄十四年（一七〇一）に筑後掾に任ぜられたことは有名である。このような任官例は京周辺の町人たちに限られたことではなく、例えば武蔵国川越の菓子匠亀屋も弘化四年（一八四七）に大覚寺門跡の慈性入道親王より河内大掾に任ぜられるなど、全国的に見られる傾向であった。こうした受領は芸道に携わる者や商工業者の身分や地位などを保証する、「箔付け」として利用されたことはいうまでもない。[1]

さて、戦国時代末期にその源流が認められ、江戸時代の初めごろに上賀茂社の神官であった藤木敦直（一五八二―一六四九）によって確立されたと考えられる入木道（書道）のひとつに大師流がある。この大師流は平安時代初期の能書、空海の書法を継承すると称する流派で、十八世紀後半以後は天皇以下堂上や地下の間で広く流行し、多くの人々の間でもてはやされるようになった。現在でも額や懐紙、短冊に書かれた大師流の筆蹟を目にするのは難しいことではなく（図1参照）、例えば京都御所内に掲げられる「紫宸殿」の額なども、まさに大師流によるものである。

ところでこの大師流においては、家元ともいうべき幾人かの能書たちが、朝廷から甲斐守に任ぜられているのが特徴である。そこで本稿ではこの甲斐守という受領に注目し、甲斐守と大師流能書との関連について、そして大師流のあり方の一端についてもあわせて考察を試みてみたい。

一　大師流別称「甲斐流」の由来

大師流にはいくつかの別称が認められるが、そのひとつに「甲斐流」がある。そこで大師流の名称の変遷と、「甲斐流」の由来について確認していきたい。

図1　大師流の例―二条齊信和歌懐紙

『入木道誓紙案文』（宮内庁書陵部蔵）は鷹司房輔・同房熙・同政通がそれぞれ大師流の伝授を受けた際に書いた誓状である。このうち、延宝七年（一六七九）に房輔が書いた誓状には「野山大師御流之書法、今正所口授也」とある。また、有栖川宮幸仁親王の花山院定誠宛書状には「抑甲斐守道直事、祖父敦直所秘野山大師流儀之書法相続候付、当今御即位之時、万歳被仰付候」の一文が見られ、敦直没後からそれほど時間が経っていない時期には「野山大師流儀之書法」などと呼ばれていたらしいことがわかる。

寛政四年（一七九二）に幕府右筆の森尹祥によって著された『書道訓』には「入木道極秘七ヶ条、…古来よりのこと成べし、藤木者流にて七ヶ条をいふ事、いづれより伝来せしやいぶかし」、また「賀茂甲斐守へ書道伝授の系図、道風朝臣、佐理卿は有て、行成卿なし、如斯一家の伝来なればなり、可貴、賀茂者流などにて、行成卿は系図にもれし故に、大師伝来はなきなどゝ口まかせにいふは浅見也」と見え、このころは「藤木者流」「賀茂者流」と呼ばれていたようである。

しかし、下川自省『書法要語』（寛政三年）には「今大師筆道伝来有二流、曰大師流、曰甲斐流是也」とあるのをはじめとして、興田吉従『諸家々業記』（文化十一年〔一八一四〕）には「甲斐様、又は大師様共」、さらにはに近衛家諸大夫の佐竹重政によって著された『秘十二点大意』（陽明文庫蔵。天保十年〔一八三九〕）にも「甲斐流」とあるように、十八世紀末から十九世紀初頭にかけて「甲斐流」「大師流」の名称が確認され、現在ではこの名称が一般化し、定着している。

さて、この甲斐流の名称の由来についてであるが、前掲『諸家々業記』では「甲斐様と申者、上賀茂之神職藤木甲斐敦直と申を始とし、夫より甲斐様と申候」と説明し、藤木敦直と「甲斐」との関連を指摘している。一方、前掲『秘十二点大意』では「筆道の中興せる賀茂敦直先生こそ甲斐守に任ぜられしより、甲斐守の流なりとて甲斐流といへる也」とあり、ここでは敦直が「甲斐守」に任ぜられたからであるとしている。

甲斐流の名称の由来に関して、現在では後者の説が採られている。すなわち春名好重氏が「敦直は甲斐守に任ぜられたので甲斐流ともいう」(『書道基本用語詞典』中教出版、平成三年)と解説されているのをはじめ、小松茂美氏も「甲斐流という別称をもってしても、それはあくまでも本質的には大師流となんら変ることがないのである。…「甲斐」というのは藤木敦直の官名であった」(『日本書流全史』講談社、昭和四十五年)、また堀江知彦氏も「敦直は従五位上に叙せられ、甲斐守に任官した」(『書の日本史』五、平凡社、昭和五十年)とあるように、藤木敦直が甲斐守に任ぜられたために「甲斐流」という名称が誕生したとする説が極めて有力となっているのである。

二　藤木敦直の甲斐守任官をめぐって

今述べたように、大師流における甲斐守の問題は藤木敦直と密接に結びついているようである。ここで実際に藤木敦直は正式に朝廷から甲斐守に任ぜられたのか否かという基本的な問題に触れておく必要があろう。

敦直の伝記中、管見の範囲で最古のものは、寛文十一年(一六七一)にまとめられたと思われる『賀茂県主官位補任録』(国立公文書館蔵)である。敦直の該当箇所を挙げると、

従五位上
敦直　上卿日野亜相　左中弁業光
元和五正六　従五位下　卅八才
三条新大納言　職事経広
寛永元六廿　従五位上　四十三才

となる。ここには叙位についての記録は存在するが、甲斐守任官については全く記録されていない。また、宝永七年(一七一〇)に成立し、以後書き継がれていった『賀茂社家系図』(賀茂県主同族会蔵)には、

敦直
元和五正六　従五位下　年卅八
寛永元六廿　従五位上
敦直、慶長年中受入木道七箇之伝於賀茂成定、探究其奥旨、及後年門弟有数百人、北小路宮内少輔大江道芳二条家諸大夫其高弟也。因授書法於道芳朝臣并難波中納言宗種卿等了。明正院在位中賜扇地色紙形書之。慶安二年正四頓死、年六十八。

とあり、比較的詳しく述べられている経歴の中でも敦直の甲斐守任官は全く触れられていないのである。

次に掲げるのは、『賀茂社家系図』に記載されている藤木家の系図である。

正禰宜久時曾孫為直男

●久　直―治　直―秀　直―兼　直―直―貞　直―
　禅師　長命　出羽　命徳　肥後　命鶴　命若　因幡

信　直―教　直―**敦　直**―重　直―生　直―司　直
信千代　命若　内膳　**甲斐**　三郎　仙　書博士甲斐守
主馬　甲斐守　源太郎　虫麿

代々の当主にはその人物の幼名や通称と思しき名、あるいは任ぜられた官職名が記されているが、敦直の場合「甲斐」とのみ記され、「甲斐守」ではないことは注意される。

これらのほか、敦直を甲斐守とはしていない記事を以下に列挙する。

正月四日、賀茂県主敦直忌、是レ藤木甲斐ニシテ而近世筆法ノ達人ナリ也。

（『日次記事』、貞享二年〔一六八五〕ごろ）

さるを、筑紫高良山の僧正（稿者注・寂源。藤木敦直の末子）は加茂の甲斐何がしが厳子にて、此たび洛にのぼりいまそかりけるを、ある人をして額を乞。

（松尾芭蕉『幻住庵の記』、元禄三年）

此国の筆法といへるは、壬辰の乱後、虜となりて、此国にすめるから人のをしへしを、賀茂の甲斐つたへたるなり。

（雨森芳州『たはれぐさ』、宝暦四年〔一七五四〕）

按ずるに、賀茂甲斐敦直は天文年間飯河治部少輔秋芸（ママ）、老後一雨斎妙佐と号せし人に、上代の筆法を伝へうけたるなり。

（曲亭馬琴『兎園小説』、文政八年〔一八二五〕）

このように、賀茂社家に関する記録類には甲斐守任官についての記述が存在せず、また甲斐守任官に触れずに通称（呼び名）と思われる「甲斐」のみを記す記事が、江戸前期から後期にかけて見られるのが大きな特徴といえよう。

一方、敦直を甲斐守とする記事を以下に列挙する。

藤木主殿拝任甲斐守事、因准祖父佳燭珍重悦申候、然者仙院之趣、兵部卿宮以消息示給候ぬ、祖父故甲斐守敦直以来、五筆大師書法相承大切思食候。

（花山院定誠筆寂源宛書状、元禄三年か）

其後、成定より私曾祖甲斐守敦直に伝へ、敦直はこれを本庄宮内少輔大江道芳の朝臣に伝ふ。

（藤木司直（もりなお）『入木道注進』、享保五年〔一七二〇〕）

筆道の中興せる賀茂敦直先生こそ甲斐守に任ぜられしより、甲斐守の流なりとて甲斐流といへる也。

（前掲『秘十二点大意』）

敦直、従五位下甲斐守県主、文禄元（ママ）生、慶安二年正月四日死　六十八。

（陽明文庫蔵『入木道甲斐流伝』、〔江戸後期〕写）

正月四日

敦直藤木甲斐守　慶安二　六十八

（古筆了伴『思ひよる日』、嘉永元年（一八四八））

賀茂敦直、従五位下甲斐守、賀茂成定に大師様の書法を受け書博士と為る、明正天皇即位の時万歳の旗を書す、賀茂の書博士此より起る。

（『京都府愛宕郡村志』、明治四十四年）

このほか、松平定信編『集古十種』（寛政十二年序）の扁額の部にも「藤木甲斐守敦直真蹟」としていくつか紹介されている。これらの記事のうち、小笹喜三が元禄三年のものと指摘する花山院定誠の寂源宛書状のみが突出して古い例となるが、江戸前期にはほかに見られず、後期以降に集中しているのが特徴である。しかも敦直が甲斐守であったとする記事でその任官時期を記すものは皆無であり、敦直が甲斐守に任ぜられたということは現時点では断定し得ず、実際の任官についてはかなりの疑問が残る。ところで、次の一文には興味深い箇所が存在する。

前摂政様（稿者注・近衛家凞）御成、藤木甲斐守（稿者注・藤木司直）儀、加茂之官位其儘に相勤申度由被申候処、呼名に而相勤可申候由、仰に候得共、左様に而も成申候由御暇被願、首尾■■御暇出る、御合力となく金子五両被下也。（陽明文庫蔵『雑事日記』享保元年九月二日条）

すなわち、敦直の曾孫にあたる司直が「加茂之官位其儘」に近衛家へ出仕したいという内容が示すように、上賀茂社の中では「加茂の官位」という別個の秩序が存在したようなのである（司直の正式な甲斐守任官は、『地下家伝』等によれば享保十一年九月四日[3]）。とすれば、仮に敦直が甲斐守であったとしても、朝廷からの正式な任官の事実が確認されない以上、それは上賀茂社内における官位ということになる。また、国名や官名を通称とするのは『京都御所向大概覚書』に「国名并官名下司なしに唱候議、たとへは近江大掾を近江と計、又は主水正を主水と計申候得は呼名に成申候」と見え、実際に『看聞秘鈔』（更衣山西王寺蔵）巻五に「南都禰宜大宮宮内嫡子亀丸呼名之事…従大御所呼名被仰付内蔵云々」という例が存在する。あるいはこうした通称（呼び名）としての甲斐が後世に正式な受領である甲斐守と混同されたのではないだろうか。

このの、敦直の孫の生直（なりなお）と曾孫の司直とはそれぞれ朝廷から甲斐守に任ぜられていることが確認できるが、この甲斐守任官に関しては、『禁中並公家諸法度』第十条に「諸家昇進之次第、其家家之守旧例可申上」とあるように、敦直の上賀茂社における通称である甲斐（ないし甲斐守）に因むものであるとみて大過ないであろう。

こうした先例に基づく任官は諸家に見られ、例えば冷泉家当主は民部卿に、武家の例としては会津の松平家当主は肥後守に任ぜられているように、各家に世襲される官職がある程度決められていることから、この藤木家の甲斐守の場合もまた、大師流の家元的能書を表す受領名であるというよりも、家の先例に従って任ぜられる官職ではなかったかと考えられる。ただし、

藤木家の当主は同時に代々が大師流の能書でもあるため、司直までの甲斐守の性質は、藤木家世襲の官職なのか、大師流能書を意味する受領なのかは明確でなく、むしろどちらの性質も併せ持つ未分化な状態であったといわざるを得ない。

なお、生直以降の藤木家について簡単に触れておく。

生直は大師流の書法を、能書としても極めて名高い予楽院・近衛家凞へと伝授している。[4] 家凞はこの書法を司直へと伝授し、以後司直は大師流能書として活躍することとなった。すなわち、司直の書は霊元院の賞するところとなり、正徳五年（一七一五）三月に「筆道本原」の号を、さらに享保十一年九月には江戸時代に初めて書博士に任ぜられるのである。[5] このように代々の当主が大師流能書として活躍した藤木家であったが、享保十四年九月十五日に司直の嫡子香槌丸が亡くなり、その後男子に恵まれぬまま司直が元文三年（一七三八）一月二十九日に卒し、[6] 藤木家は断絶してしまったのである。

結果として、藤木家の人間で大師流書法を継承する者はいなくなったが、司直の墓碑銘や『賀茂社家系図』によって、司直から書法を直接学んだ花山院常雅と上賀茂社神官の岡本邦氏（くにうじ）が大師流を継承することとなった。そしてこの岡本邦氏以降、甲斐守は決定的に大師流の家元的能書を意味する受領となったのではないかと考えられるのである。

三　岡本邦氏について

現在ではその名や経歴が全く知られていないが、大師流における甲斐守の意義を明確にさせたと思われる岡本邦氏の人となりについて、墓碑銘などによって明らかにしていきたい。

墓碑銘（現存。稿末に全文を付す）によると、邦氏は元禄十五年十月五日、父氏共、母村子の間に誕生し、享保六年に従五位下に叙せられたのを皮切りに、最終的には宝暦九年に正四位上に陞った。また元文四年には、岡本家では先例のない甲斐守に任ぜられている。先例がないということについては、左の系図の如くである。

祝氏経五世孫　安曇川太郎氏世男

●惟　氏―彦　氏―氏　貫―氏　継―氏　保―
　　彦一　和泉　　彦若　　甲斐　　彦有　肥後

盛　氏―氏　毎―氏　顕―氏　澄―氏　共―**氏　逢**…
八郎　肥後　鶴松　出雲　　乙福　　福松　乙福　重松　　**改邦氏**
右京　内匠　　美作掾　　備前守　　内蔵権頭　**甲斐守**
　　幸介　下総

（『賀茂社家系図』による）

なお、氏継の名の横には「甲斐」とあるが、この場合はおそらくは先程推測したように、上賀茂社における氏継の通称であろうと思われる。つまり、邦氏の系統の岡本家と甲斐守とは、邦氏まではほぼ何の関わりもなかったということになる。

邦氏は大師流の書法を藤木司直から伝授され、[7] 墓碑銘に「点画尤熟成」とあるように大師流の書をよくしたようであり、実際に宝暦五年に摂政一条道香の復辟の辞表を清書したり、同十三年には後桜町院の即位式に際して万歳旗の清書を命じられているなど、能書としての活動が認められる。

ところで、上賀茂社の社家は神主家と称される八家が祝・禰宜・神主といった上位の神職を独占したため、こうした職に就くことの出来ない「氏人」（平社家）と称される家の者は堂上家の諸大夫や侍となって生計を立てていた。[8] 邦氏の出身である岡本家はこの氏人の階級に属しており、氏共以降、近衛家へ出仕したことが『雑事日記』や次に掲げた系図に見られる。

賀茂氏澄次男
初代　八之丞　氏共（ウヂトモ）　後帯刀
―― 邦氏（クニ）　要人　仕家凞公御側勤仕　大唐六典筆者也　為貴琉球製御硯拝領
―― 氏雅（マサ）　帯刀　依病身退身

（『看聞秘鈔』巻二）

邦氏自身の近衛家への出入りについては「岡本八之丞儀、御奉公人に被仰付、其上、名を要人と御改」（『雑事日記』享保元年八月九日条）とあるのが初見で、近衛家においては「要人」[9]の通称で享保元年から近衛家本邸である今出川御殿に勤務した。しかし享保十三年ごろ、家凞の隠居所であった河原御殿（鴨川西岸二条）での勤務になったらしい。これ以後、邦氏は右の系図に「仕家凞公御側勤仕」とあるのを証明するかのように家凞の晩年の言行録である『槐記』にその名がたびたび見えるようになる。さらに法蔵寺住持の黄檗僧百拙元養編『台草彙編』の跋にも「丹波頼庸朝臣・賀茂邦氏、皆咫尺台階」と指摘されており、家凞に非常に親しく仕えるようになったのである。実際、陽明文庫には家凞筆の『諫院題名記』を邦氏が模写したものなどが伝来しており、邦氏が大師流の能書となったのは、家凞に近侍している間にかなりの影響を受けたからではないかと思われる。[10] 家凞自身、空海の書を非常に好んで臨書や模写を繰り返し、さらに藤木生直から直接大師流の書法を授けられたことは先に述べた通りである。

さて、邦氏が十五歳の時に近衛家に仕えて以来、二十一年という歳月が経った元文元年十月三日、家凞が七十歳で薨去した。その約二ヶ月後には、

於御前被　仰付趣

予楽院御在世中、依父病気御暇願之旨、被及聞召候、今度願之通御暇被下候、但自今御用之節、度々可被召候間、左様相心得可申候。　要人

（『雑事日記』元文三年十一月二十八日条）

と申し渡されているように、邦氏は家凞の薨去を機に近衛家を致仕し、以後は花山院常雅のもとに繁く出入りするようになる。[11] しかし花山院家を含め、特定の家の家司として仕えることはなかったらしく、近衛家への出入りも邦氏の没年である明和二年（一七六五）まで続いている。後桜町院即位式の万歳旗清書が邦氏に命ぜられた際には、「全此方（稿者注・近衛家）御威光ゆへ」（『雑事日記』宝暦十三年八月一日条）と邦氏自身

が述べており、近衛家は家熙薨去後も邦氏の活動に対して大きな影響を与えていたのである。

さて、家熙は晩年から側近の学者である広島藩儒の堀南湖や松下見櫟、百拙元養や西王寺住持の九峯自端らを集めて『大唐六典』の校訂に力を注ぎ、頻繁に校訂作業を行っていた。この作業には近衛家侍の中原織部（のちに佐竹重威（しげのり））と改名。大師流能書）とともに、邦氏も参加していた。ところが校訂作業は家熙の生前には完成しなかったため、薨去後も引き続き行われ、家熙の孫である内前の代、すなわち元文四年に至り出版、完成するに至った。その際『大唐六典』の清書は邦氏と中原織部の二名が命ぜられているのである。この二名が筆者に選ばれた理由としては能書であるということに加え、家熙の側近くに仕え、直接書法を学んでいたためであろう。[12]『大唐六典』は楷書で書かれているが、二人の書には家熙の書風の影響が非常に色濃く認められる。

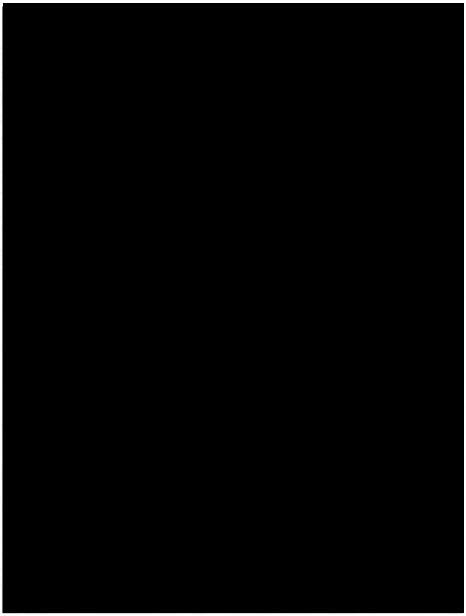

図2 『大唐六典』冒頭部

『大唐六典』が完成したのち、校訂作業に携わった者に対してそれぞれ近衛家から褒美が下された。その日時は『雑事日記』によって元文四年十二月二十六日であったことが知られる。邦氏への褒美は、『看聞秘鈔』には「紫石唐硯・白銀五枚岡本要人江」とある。また『雑事日記』には「硯石（紫石丹波能銘）、銀五枚　岡本甲斐守へ」とあって、両書の記述は一致している。さらに近衛家からの褒美が下されたちょうど前日である十二月二十五日に、邦氏は岡本家の先例にない甲斐守に朝廷から任ぜられているのである（後掲岡本邦氏墓碑銘参照）。この機の任官は当然ながら『大唐六典』完成に対する褒美の一環であると考えられ、近衛家の力が大きく働いたことは間違いあるまい。

この邦氏の甲斐守任官は注目されるべきであろう。単に儀礼的、あるいは名誉的な任官であれば、どの官職でもよかったはずである。また、もし岡本家の先例に基づく任官であれば、先に挙げた岡本家の系図にあるように内蔵権頭や備前守がより適当であろう。にも関わらず、邦氏があえて甲斐守に任ぜられたということは、甲斐守は能書、それも大師流を学んだ能書が名乗るにふさわしい受領であるという認識が芽生えていたからではないだろうか。邦氏の甲斐守任官は、司直までは藤木家世襲の官職なのか大師流能書を意味する受領なのか不分明であった

はずの甲斐守の性質を、大師流の能書に下される受領という性質に変化させたと考えて差し支えあるまい。

邦氏は明和元年に嫡子氏雅を亡くし、さらに自身も翌年に没したため、大師流は花山院常雅の一時預かりといった形になり、邦氏の後を継承する者として、邦氏とはいとこに当たる岡本氏梁の成長に期待が寄せられたようだ。しかしこの氏梁も明和三年五月七日に三十六歳という若さで没してしまう。『賀茂社家系図』には、没する直前、形式的ではあろうが氏梁が常雅から大師流の伝授を受けたことが記されている。また、氏雅の子氏礼も天明八年（一七八八）に二十五歳で夭折し、邦氏の直系は断絶してしまう。

しかし邦氏と同じく『大唐六典』の筆者として名を連ねている中原織部（佐竹重威）は安永五年（一七七六）から同六年にかけて大炊御門家孝から大師流の伝授をうけ[13]、安永五年には佐竹家の先例にない甲斐守、さらには書博士に任ぜられ、禁裏の下馬碑を清書するなど[14]大師流の能書として活躍するのである。つまり、特定の家に関係なく大師流を代表する能書は甲斐守に任官されるという流れは、邦氏から重威へと引き継がれていったのである。

おわりに

以上述べてきたように、藤木司直までは藤木家の世襲の官職なのか、あるいは大師流能書を表す受領なのか不分明であった（あるいはその両方の意味を持つ）と思われる甲斐守は、岡本邦氏の甲斐守任官によって家に関係なく能書、特に大師流の家元的能書へ与えられる受領へと変化していったのであろうと考えられる。もちろん、藤木敦直と甲斐との関連が甲斐守という官職を想起させ、さらに甲斐流という名称を誕生させる要因となったことは否定できない事実ではあろうが、寛政以前までは甲斐流の名称が一般的ではなかったらしいことを考えると、甲斐流の名称発生の要因をひとり敦直のみに帰すのではなく、むしろ敦直以後、代表的な大師流能書がみな甲斐守に任ぜられたために甲斐流の名称が誕生したと考えるほうがより妥当性を持つだろう。そのような中で、藤木家以外の大師流の能書が甲斐守に任ぜられていく先例を作った邦氏の存在を、もう少し注目してもよいのではないかと思われる。

もちろん、邦氏や佐竹重威の甲斐守任官に関しては、近衛家熙の存在を忘れてはなるまい。司直も近衛家へ出入りしていたふしはみられるが、邦氏と重威とは家熙の近くに仕え、ともに家熙から書の影響を大いに受けているのである。藤木家出身ではない二人が揃って大師流の能書として認められ、両家の先例にない甲斐守に任ぜられているということは、大師流における家熙の存在が非常に大きく、後世に影響を与えているということができるのではないだろうか[15]。

なお、江戸時代を通して甲斐守という受領自体は廷臣や武家を問わず任官されている。しかし、先程も触れた岡本氏梁の孫である岡本氏祥の『氏祥県主和歌集』（小笹喜三『書道大師流綜考』所収）に見える「神山の同じ根さしに生なからかひあるかけにうとくもあるかな」「かひありし御かけにうとき下草は

同じねさしも甲斐なかりけり」の二首の和歌が示すように、江戸時代も後期に至ると大師流をよくする地下人にとっては甲斐守はかなり垂涎の受領になっていたと考えられる。このように特に大師流で大いに重んぜられた甲斐守は、重威から岡本保考（安永八年任）[16]、さらに同胡保（天保六年任）、山口行厚（天保七年任）、岡本保誠[17]らの能書が次々と任官され、それぞれが朝廷の書き役として活躍しつつ、大師流は明治維新を迎えるのである。

〔付　岡本邦氏墓碑銘〕

邦氏の墓碑銘については、既に寺田貞次が大正十一年に『京都名家墳墓録』の中で紹介および翻刻をしているが、本文に若干の誤りがある。そこで今回実見することが出来たことを機に、改めて全文を紹介するものである。

・所在地　京都府京都市北区西賀茂鎮守菴町、小谷墓地内
・形法　櫛型角柱墓石、陰刻
・年代　明和三年（一七六六）十二月建
・撰者　小野重威（しげたり）（一七一二―一七七一）
　小野重威は伴氏。初名重貫。代々主殿寮に出仕する地下の官人である。なお、佐竹重威（源氏）とは全くの別人である。

背
左 □ 右
正

【正面】

前祠官故正四位下甲斐守賀茂縣主邦氏墓

【左面】

賀茂縣主邦氏内蔵権頭氏共縣主男母従四位下賀茂宗村縣主女也邦氏以元禄十五年十月五日生享保六年四月十二日叙従五位下元文二年十二月廿二日叙従五位上同四年十二月廿五日任甲斐守寛保二年正月十二日叙正五位下延享五

【背面】

年四月十三日叙従四位下宝暦四年十二月廿六日叙従四位上同五年二月十九日清書摂政復辟辞表同九年正月十二日叙正四位下同十三年十一月　御即位書左右近衛府之旗銘萬歳文明和二年十月廿二日卒享年六十四嘗受書法七箇大事於書博士甲斐守賀茂司直點畫尤熱成則以是

【右面】

傳之備前守賀茂氏梁宝暦四年三月十五日始為祠官至明和二年八月一日累轉其職娶木工権頭賀茂宗辰女子男四人氏雅成長為従五位上先父卒其余皆夭焉今茲十二月孫氏禮建石勒其状云明和三年十二月主殿助伴重威文并書

注

(1) 江戸時代、勧修寺・仁和寺・大覚寺の各門跡には受領を許可する権利が認められていた（安田富貴子「近世受領考」〔『古浄瑠璃正本集』六、角川書店、昭和四十二年〕）。

(2) 小笹喜三『書道大師流綜考』（昭和十六年）所収。年代に関して、根拠は明示されてはいないが元禄三年に書かれたとの説明がなされており、本稿ではこの小笹説に従っておく。

(3) 『地下家伝』には司直の甲斐官任官は享保十一年とあるが、『賀茂社家系図』及び寺田貞次『京都名家墳墓録』（大正十一年刊）所収の司直の墓碑銘には、享保十一年のほかに宝永七年にも甲斐守に任ぜられたとある。しかしこの両書は司直の叙任の記述に関してはかなりの混乱が見られるほか、享保五年に司直が著した『入木道注進』では自ら散位と記していることから、宝永七年での甲斐守任官についてはやや信憑に欠けるように思われる。

(4) 近衛家熙が大師流の能書としても著名であったことについては、拙稿「大師流継承者としての近衛家熙」（『芸文研究』90、平成十八年）を参照されたい。

(5) 『賀茂社家系図』による。

(6) 生没年などは、国立公文書館蔵『賀茂県主年齢次第』による。

(7) 『賀茂社家系図』によれば、邦氏は元文元年（日時は不明）に藤木司直から大師流の伝授を受け、さらに筆法書を悉く譲られたとある。また同年十月十七日に花山院常雅より重ねて入木道伝授をうけ、筆法・秘書を数多譲与せられたとある。

(8) 『赤塚芸庵雑記』（神道史学会、昭和四十五年）の羽倉敬尚解説による。ちなみに邦氏は神職としては明和二年に上賀茂社の摂社大田社の禰宜になった。岡本家として先例のない禰宜職就任であった。

(9) 「要人」の読み方は『国史大辞典』「東百官」によると「かなめ」とされている。

(10) 陽明文庫函架番号九〇三四五。

(11) 『花山院常雅記』（自筆本、東京大学史料編纂所蔵）による。

(12) 中原織部が家熙に仕えたことについては、その墓碑銘（京都市左京区田中下柳町、常林寺墓地内に現存）に「事准三宮　家熙公、勤仕有年」とあり、確認できる。

(13) 佐竹重威が伝授の際に大炊御門家孝に提出した誓状が、近衛家の陽明文庫に現存する。

(14) 佐竹重威墓碑銘による。

(15) 注(4)同書。

(16) 岡本保考は岡本邦氏とは別系統の社家岡本家の出身。また、国学者の岡本保孝（号況斎）とは全くの別人である。

(17) 甲斐守任官時期は未詳。ただし、遺墨の落款により安政二年には既に甲斐守に任ぜられていたことは確認できる。

※史料の引用に際し、適宜句読点を補い、異体字を通行の字体に改めた箇所がある。